

今後の消費生活を一緒に考えませんか？

12 つくる責任  
つかう責任



## 京都市消費生活審議会 市民公募委員の募集のお知らせ

私たちが生活をしていく中で、商品やサービスを購入し、それらを消費することを「消費生活」といいます。京都市では、市民の皆様消費生活を安心・安全でより良いものにするために京都市消費生活基本計画を定め、消費生活行政を総合的に推進しています。

この度、市民の皆様からの幅広い御意見・御提案を、計画の策定や推進等、消費生活行政に関する重要な事項に反映させるため、「京都市消費生活審議会」に市民公募委員として参加いただける方を募集します。

本市では、青少年委員の積極的な登用を進めています。令和4年4月に施行予定の民法改正による成年年齢引下げも踏まえ、若い方をはじめとする幅広い年代の方々の積極的な御応募をお待ちしています。

京都市消費生活審議会では、市民の  
皆様の素朴な疑問や建設的な御意見  
を必要としています！！



クーリング・オフマン

【募集人数】 2名

【応募期間】 令和2年8月26日（水）～令和2年9月25日（金）

郵送の場合は、9月25日（金）必着

【応募・問合せ先】

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター 消費生活審議会担当  
〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階  
TEL 075-256-1110 FAX 075-256-0801  
ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/ordinance/singikai/>



京都市印刷物 第024253号

令和2年8月発行

発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

## 1 委員の職務等

### (1) 内容

年2～4回程度、平日の日中に開催される審議会等に出席していただきます。

### (2) 就任期間

令和2年12月1日から令和4年11月30日まで

### (3) 報酬

出席ごとに本市が定める委員報酬をお支払いします。

## 2 応募資格

委嘱予定日（令和2年12月1日）現在で、次の条件を全て満たす方

- (1) 市内に居住し又は通勤・通学されている満18歳以上の方（国籍は問いませんが、日本語での会話が可能な方）
- (2) 国及び地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (3) 京都市において2つ以上の審議会等の市民公募委員に委嘱されていない方（本市では、多くの市民の皆様が市政に参画できるよう、市民公募委員の就任は、1人当たり2審議会等を上限としておりますので御了承ください。）
- (4) 過去に京都市消費生活審議会委員を経験したことがない方
- (5) 平日の日中に開催される会議に出席できる方（おおむね年2～4回程度）

## 3 募集人数

2名

## 4 応募方法

### (1) 応募方法

応募用紙に必要事項、小論文（京都市の消費生活行政や消費者問題について考えていること、京都市が取り組むべき課題、京都市民の消費生活向上についてのアイデア等）を800字以内で記入し、持参、郵送、FAX又はホームページの応募フォームで御応募ください。

なお、御提出いただいた書類は返却しませんので御了承ください。

### (2) 応募期間

令和2年8月26日（水）から令和2年9月25日（金）まで

※ 郵送の場合は、9月25日（金）必着、また、FAX及び応募フォームの場合は、送信日時の記録が9月25日（金）までのものを有効とします。

持参の場合は、消費生活総合センター開所時間中（土・日・祝休日を除く、午前8時45分から午後5時30分まで。）。

#### 応募動機の記入ポイント

- ・京都市民全体の消費生活向上についての、前向きで具体性のある意見
- ・多様な意見による議論を実現するための柔軟な発想による意見
- ・消費生活に関する知見や経験

## 5 選考方法

御応募いただいた書類のみにより選考します。選考の結果については、10月下旬に応募者全員に通知します。

なお、市民公募委員として選出された場合は、氏名の公表をさせていただきます。

※個別に具体的な選考内容をお答えすることはできませんので、御了承ください。

## 6 その他

過去の京都市消費生活審議会の内容は、下記のホームページで公開していますので、参考に御覧ください。 URL <http://kyoto-soudan.jp/ordinance/singikai/>



